

受任者の報酬 H07-09-1 <<#403>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bにマンションの一室を賃貸するに当たり、管理を業としないCとの間で管理委託契約を締結して、Cに賃料取立て等の代理権を与えた。Cは、Aとの間で特約がなくても、Aに対して報酬の請求をすることができる。

【答え】 誤り

《ポイント》 準委任

「委任」の規定は、**法律行為でない事務の委託**について準用する。（民法 656 条）

《ポイント》 受任者の報酬

受任者は、**特約がなければ**、委任者に対して**報酬を請求することができない**。（民法 648 条 1 項）